

等の申告が始まります！

今年度も2月5日（水）から3月12日（木）まで申告受付を実施します。例年、各振興会の集会場等で申告受付をしていましたが、今年度の申告受付会場は、システム導入に伴い、インターネット環境が必要になったことから、各地区公民館等に集約することになりました。市民の皆様にはご面倒をおかけすると思いますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、日程については振興会を通じての回覧や肝付町ホームページ等にて別途お知らせします。

■申告は決められた日に

税務課や町民生活課窓口に来庁し、申告をする方がいますが、窓口での申告受付は混雑し長時間待たせるだけでなく、申告以外の他のお客様の迷惑にもなります。

決められた日に都合の悪い場合は、申告予備日をご利用ください。（申告受付は休日も設定しています。）

なお、申告予備日も都合の悪い場合は、窓口で受け付けますが、確定申告（所得税）を希望する場合は、直接税務署にて申告されるか、改めて申告予備日に来庁をお願いします。

また、課税資料整理のため、申告受付開始前も受付できません。

■収支計算書は必ず記載の上ご来場下さい

農業や事業等を経営されている方は、**売上伝票や領収書等を整理・集計の上、収支計算書を作成してください。**書き方が分からない方は、領収書を種類毎に集計し、ご来場ください。（申告会場にて記載方法を指導します。）

なお、書類の不備や整理がされていない場合は受付できません。

申告当日慌てないように事前に準備しておきましょう。

■マイナンバー（個人番号）の記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、申告書へ個人番号の記載が必要となりました。

申告の際には、「番号確認（正しい番号であることの確認）」及び「本人確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）」のための書類を提示してください。

	番号確認の書類	本人確認の書類
1	マイナンバーカード（裏面）	マイナンバーカード（表面）
2	【以下の書類から1点】 ・個人番号通知カード（表面） ・住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号の記載されたもの）	【顔写真付身元証明書（以下の書類から1点）】 運転免許証／パスポート／身体障害者手帳 顔写真付き身元証明書など
3		【以下の書類から2点】 健康保険証／年金手帳／社員証／身元証明書 給与や年金等の源泉徴収票、母子健康手帳 税・社会保険料・公共料金の領収書など

■申告当日に必要なもの

① 印鑑

② 記入済みの「受付票（収支計算書）」

1月中旬頃に振興会を通じて配布します。